

平成27年度 第1回 権利擁護専門部会

1. 日時 平成27年7月9日（木）午後3時から

2. 会場 千葉県庁本庁舎 5階大会議室

3. 出席者

(1) 委員(19名中13名出席)

佐藤委員(部会長) 白井委員(副部会長) 五十嵐委員 池永委員 稲阪委員 植野委員
酒井委員 佐久間委員 渋沢委員 橋野委員 藤尾委員 山岸委員 吉井委員

(2) 県

古屋課長 菅野副課長 日暮障害者権利擁護推進室長 小菅副主幹 広瀬副主幹
増田副主幹 出口副主幹 家城副主査 瀬谷主事 青木主事

1. 議 題

(1) 審議事項

- ① 正・副部会長選任について
- ② 平成27年度障害者虐待防止・権利擁護研修について
- ③ 平成28年度重点事業(案)について

(2) 報告事項

- ① 障害者虐待通報等の状況と県権利擁護センターでの対応について
- ② 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」相談の受付状況について
- ③ 障害者差別解消法について
- ④ 第五次千葉県障害者計画について
- ⑤ 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しに関する進捗状況について

(3) その他

2. 閉 会

5. 議事における意見及び質疑応答

(1) 審議事項

②平成 27 年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

(植野委員)

使用者とは、管理職・事務局長あたりの役職を対象とするものだと思うが、そういった諸々の企画作りをする役職の方々に対して、障害者に対する配慮が至らなかった事例などについての啓発を目的とする研修が見当たらない。そのような研修について今後どのようにお考えか。

(部会長)

植野委員の指摘にあるように、行政や事業所等の管理職や企画にあたるの方々に対する研修・対応が図られているのか。

(事務局)

使用者対象研修では、基本的に民間企業の人事労務担当を対象として開催した。施設等従事者研修では、専門研修として管理職（理事長・施設長）を対象として開催した。今年度も予定している。

企画というのは、研修の企画を指すのか。

(植野委員)

商工会議所を例にとると、障害者に対して配慮がある企画もあるが、反対に障害者は遠慮してほしいという考えの企画もあり、非常に温度差が感じられる。企画に関わる方が障害について勉強できる研修が見当たらない。

(事務局)

あくまでも「虐待防止・権利擁護研修」という形で開催している。指摘のあった事項は別に検討したいと考える。

(植野委員)

障害者に機会を与えないことを間接的な虐待ととらえることもできる。権利擁護の観点から研修を考えてもらいたい。

(事務局)

来年施行される「障害者差別解消法」の取組みの一環とも合わせて検討していきたい。

(植野委員)

差別解消法としての切り口もあるが、見方を変えれば虐待となりうるものもあるのでご配慮いただきたい。

(部会長)

市町村研修の中で管理職（部長・課長クラス）を対象にしている研修は開催しているのか。また、昨年と同様の理事長・施設長を対象とした研修は今年も開催するのか。

(事務局)

市町村職員関係で、管理職対象の研修は予定していない。基礎研修は新任職員を対象にしており、また、専門研修として障害福祉関連の業務に数年携わっている職員を対象とした研修を行った。施設関係では管理職対象として、今年度末に200人位を目途として予定している。

(部会長)

各市町村でも独自に虐待防止研修が行われるようになっているが、管理職は冒頭の挨拶のみで帰ってしまう。管理職が、研修を受ける機会もなく、責任者として虐待防止センターを運営していることは問題があると思う。どこかで自治体管理職向けの研修もあるとありがたい。

(酒井委員)

先日、千葉市の精神科病院でも虐待があったことから、学校や病院にも研修を広げたいと思うが、今のところこの枠組みで良い。

施設等従事者研修の案内は、放課後等ディサービス事業者などにも送付しているのか。

(事務局)

放課後等ディサービスにも案内を出している。昨年に比べて倍の施設に案内を出した。

(酒井委員)

このように早めに研修の予定がわかると、施設側もどの職員を参加させるか予定を立てやすいので有難い。

私自身、保護者から「あれは虐待ではないのか？」という相談をよく受ける。対応が難しい子どもたちも多いが、保護者から不安の声もあがっている。

(渋沢委員)

専門研修の時に、事務局から虐待の通報件数が減っているという話があった。それをどう評価するのは難しい面があると思うが、虐待通報が一般に浸透していないのではないかと考えている。行政や事業所向けの研修はあるが、一般に向けて通報を喚起するような取り組みはあるのか。

(事務局)

一般向けの虐待通報等の広報について、虐待防止法の施行前後はメディア等も介して行っていたが、現在はパンフレットを使っただけの広報が中心となっている。

(渋沢委員)

内部告発等を含めて、通報のハードルが低くないと感じる。グレーゾーンの対応があまりうまく行っていないのではないかと感じる。通報対応がきちんとできないといけなない。

(酒井委員)

当事者への研修は行わないのか。当事者は自分のされていることが虐待と解らない場合もある。将来的には、そのような研修も開催できたらよい。

(部会長)

一つのアイデアとしてどこかに組み込めるようであればそうしてほしい。当事者向けの研修会は、民間でやっているところもあるとは思いますが、行政の研修の中にも組み込めるようであれば検討していただきたい。

(佐久間委員)

当事者にむけての研修会は、昨年度藤尾委員から呼ばれて、虐待防止アドバイザーとして研修を行った。私からは「自分の事を大事にしよう。困ったら相談しよう」という話をした。研修をさせていただいてとても楽しかったし、元気をもらえた。

(部会長)

それは県の研修か。

(藤尾委員)

就労している当事者に研修会という形で集まっていただき、佐久間委員にお話いただいた。県でこういう研修をやるとなれば、県が障害のある方を集めるのではなくて、当事者向けに研修をやることの必要性を発信していくことが必要なのではないか。障害者に関わっている方が、こういう視点・考えをしっかりと当事者達に伝えていく事が必要だと思う。

(池永委員)

管理者の研修は必要であると思う。研修に参加した施設従事者は、研修を受けただけで終わってしまうケースが多い。そのときに役割を果たすのが管理者だと思っている。しかし、研修は入り口であり、学んだ内容を現場で実践出来るかは、管理者が現場に足を踏み入れて、一人ひとりの職員や利用者に向かい合う場面をいかに多く持つかですいぶん変わってくると思う。職員が学んだものをどう実践に生かしていくのかということ、管理者研修には盛り込む必要がある。

(吉井委員)

昨今の虐待報道の件もあり、職員をみていると、どうやって利用者に関わったらよいのかピリピリしているように見受けられる。障害者の虐待防止も大切だが、職員のメンタルヘルスマネジメントについて、具体的な内容を管理者研修に盛り込めばよいのではないか。

(部会長)

管理職向け、障害当事者向け、一般県民への啓発など研修に関するいろいろなご意見がある。これを本年度の研修計画の中に盛り込めるか、厳しい部分もあるが、事務局で検討して実施に向け生かしていただきたい。

(事務局)

補足として。「虐待事例集」を研修で配布したが、大変好評だった。今後の研修でも活用していきたい。

③「平成28年度重点事業について(案)」について

(事務局)

平成28年度重点事業について、条例関連事業、虐待防止対策事業、障害者差別解消法に関連する事業について説明した。

(植野委員)

昨年度推進会議は開催されたか。また、28年度は実施するのか。

(事務局)

昨年・一昨年と開催していない。今年度は開催の方向で検討するよう考えている。

(植野委員)

検討ではなく是非やって欲しい。今、障害者福祉に関する動きが激しくなっている。だからこそ民間との意志疎通が必要になっている。

(古屋課長)

スケジュールの関係などもありなかなか実施出来なかった。来年度は差別解消法もスタートし、それに向けた様々な課題もあるので、開催を前提として考えていく。

(五十嵐委員)

虐待防止と差別解消のための広報周知について。一般の中には、差別解消法について、障害者にとって特別な法律が出来たと解釈している人が多いように感じられる。障害者の差別を減らしていくことには繋がっても、障害者は一般の方と異なる方々だというイメージを強くしてしまう気がする。差別解消法についても、正しい意味が伝わるように広報周知をしてほしい。

(部会長)

研修について一つ提案がある。施設に派遣し事例分析についてアドバイスをする様な派遣を考えている。また、行政としては虐待防止センターが抱えている通報案件、特に判断に困るような事例に対しアドバイザーを派遣してはどうか。そのような派遣方法について、県から施設や各自治体に広報していくとよい。

(渋沢委員)

グレーゾーンの事案について、行政がケース検討を出来る機会があるかは疑問である。その機会をつくるためにもアドバイザー派遣は必要だと考える。

(佐久間委員)

研修に行くと個別ケースについての相談を良く受ける。そのようなアドバイザー派遣の機会があれば是非協力したい。

(部会長)

研修では対応できない個別ケースを念頭においたアドバイザー派遣も検討してほしい。

(2) 報告事項

障害者虐待通報等の状況と県権利擁護センターでの対応について報告を行った。

(植野委員)

「受付・通報・届出」の条件を確認したい。例えばメール・FAX・面談など様々な方法が考えられるが、具体的にどのような方法がとられているのか。また、相談した際に「虐待に該当するかどうか」の基準はあるのか。

(事務局)

各市町村の虐待防止センターに通報があったものをまとめてある。その方法はメール・電話・口頭・文書等さまざまである。

(植野委員)

虐待にあたるのかという判断はどうなっているか。

(事務局)

国からのマニュアルが示されており、基本的には各市町村が統一した取り組みを行うように、県からも研修を通じてお願いしている。

(植野委員)

聴覚障害者が相談をあしらわれてしまったことがあるが、そのような事案が通報としてカウントされているかが見えない。そのような事案もあるのだと把握頂きたい。

(部会長)

通報先や通報の方法はマニュアルで明確に定義をしていて、統計上きちんと処理もされていることは分かる。植野委員の意見は「相談した」という事を通報件数にに入れてあるのか、あるいは通報したが相談として扱われたという件もあるのか、ということか。

「正式な通報」と「正式ではない通報」としている市町村もある。また、通報以外に「相談」という種類があるのか。千葉県内でどれだけの認識ができているものなのか。

(事務局)

まず「相談」として窓口に見える。内容をよく聞き、虐待に当たると職員が判断した場合には、その時点で通報を受けたとしてその後の対応をとるという形になっている。

(植野委員)

「事実確認不可」の定義の意味が分からない。

「これは虐待ではないのではないか」とした事案についても件数に含めていただくようお願いしたい。相談の実態よりは数字は非常に少ないと感じる。

(部会長)

「事実確認不可」は「調べようがない」との意味ではないか。

通報ではなく相談も統計の中に入れてほしいということで良いか。通報以外の相談があるとすれば、累計数が出てこないと実態が良くわからないということになる。

(植野委員)

例えば、扇風機で殴られたという話もある。それは相談というより虐待ではないか。

(部会長)

「通報」で処理をされるべき事案が、「相談」で処理されている事案が件数としてあるのか。あるとすればデータとして出せるのか。

(事務局)

市町村の相談件数ということであれば、その数字は把握していない。県での取り組みとしては広域専門指導員が差別に関わる相談件数であれば公表できる数字はある。ただ一般的な相談件数については全体の数字としてつかまえていない。

(橋野委員)

浦安市としては通報届出以外の相談という枠で受付をしている。例えば、児童虐待のケースで、高校生になり障害者虐待への引き継ぎも含めて動いているものがあげられる。また、高齢者虐待の場合も、障害者虐待の通報には入れず相談の枠で一緒に対応している。

(部会長)

別の枠が現場ではありそうな感じがする。それが、制度上の枠組みではないので統計数字には出てきていない。統計数字に表すことが良いかという問題もあるが。しかし、そのあたりの数字を考えないと、通報件数が減ったといっても現実の把握はできないのではないか。今後の統計上の留意点としてほしい。

②「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」相談
受付状況について

(事務局)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」相談受付状況について説明した。

(植野委員)

広域専門指導員の組織について。健康福祉センターの所管に変わったのはいつからか。

(事務局)

24年度からである。

(植野委員)

25年度から実績数が減っている。組織上の問題があるのではないか。

(事務局)

広域専門指導員の入れ替わりもあった。また、差別事案なのかその他相談なのか判断に迷う所もあり、広域専門指導員の中で、計上にあたって統一が図られていない部分があった。

(植野委員)

了解した。数値が増えることを来年度期待している。

(渋沢委員)

判断に迷う事案とあったが、差別として計上はしてないが相談があった件数は把握しているのか。

(事務局)

全体の数としては、25年度より26年度の方が増えている。26年度全体では881件相談があり、その中で差別相談は141件である。

③障害者差別解消法について

障害者差別解消法の施行に向けた取組みおよび、今後のスケジュールについて説明した。

(植野委員)

障害者差別解消法における取組みについて。広域専門指導員と市町村との関係性がはっきりみえない。各市町村と障害者虐待防止センターとの連携に関してマニュアルのようなものをつくったらどうか。

また、地域自立支援協議会に広域専門指導員も加わったらどうか。または相談支援専門部会のようなところにも加わっていくのはどうか。せっかく良い人材がたくさんいるのに、地域との繋がりがみえていない。

次に情報保障ガイドラインについて。今一つ市町村への周知が弱いのではないか。もう少しPRの工夫が必要である。

(事務局)

指摘頂いた関係性については事務局でもまだ明確になっていない。特に千葉県は既存条例との関係について、これから検討していかなければならない。ワーキングなどを行って検討の場を設けていきたい。

(植野委員)

中核地域生活支援センターでは自立支援協議会に加わって連携を作り、その成果が見えてきている。しかしそこに広域専門指導員の姿は見え、全く立ち入れない状況になっている。

(事務局)

問題として受け止めていく。

(部会長)

県から、こういうやり方が望ましいという話が出れば各市町村に流すことになると思う。まずは関係性の把握をしてもらうということだろう。

次の情報保障についてはどうか。

(古屋課長)

情報保障のガイドラインについては、法を施行するにあたってどのような形にしていくのか、ワーキングなどで考えていきたい。

(稲阪委員)

佐倉市で総合支援協議会の中に権利擁護部会を設けて活動している。果たして、総合支援協議会に権利擁護部会が地域協議会に置き換えることが出来るかは別問題ではないか。例えば佐倉市で特別支援教育連携協議会と総合支援協議会の療育教育部会が連動してやるというケースはある。ただ、一緒に出来ない部分もある。地域の中にたくさんの組織があっても、1人が複数の組織に関与する状態になってしまっている。今回、地域自立支援協議会とリンクするかは難しい部分もあるのではないか。県がモデルでやってきているので市町村にアドバイス頂きたい。

(渋沢委員)

協議会を市町村ごとに作れるかはなかなか難しい。まして法律の主旨に沿ったものを新しく立ちあげることが出来るのか。予算の問題もあり、現実的では無いように感じる。浦安市の取組などを参考にしていきたい。

また、合理的配慮は多くの人が集まるところにも求められる。企業をターゲットにした説明会はないのか。

(古屋課長)

協議会についてはモデル事業、ワーキンググループに浦安市も参加している。出来るだけ県と市の連携モデルを示せばよい。企業向けの説明の件は、現在、合理的配慮の事例を集めている。企業・経営者関係団体に事例募集の案内を送付しており、集まった情報を共有出来ればよいと考えている。

(藤尾委員)

就業生活支援センターが東京労働局に呼ばれ、合理的配慮に関する説明を受けた。直接企業に対してではないが、企業と接点を持つ機関に対しては、国も説明に力を入れているのではないか。

④第五次千葉県障害者計画について

(事務局)

第五次千葉県障害者計画について、今後の施策の方向性を説明した。

質問無し

⑤千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しに関する進捗状況について

千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しに関する進捗状況および、平成 26 年度末までの千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しに関する進捗状況およびその評価について説明した。

(五十嵐委員)

事件後、利用者に現状の聞き取り調査をしたかと思うが、現在利用者は変化を実感しているのか。

(事務局)

保護者へアンケート・モニタリングを行い、その中で関連項目を設けることを検討している。パーソナルサポーターなどにご本人の声を聞きとって伝えてもらうようお願いしており、事件以降ずいぶん変わったという報告を頂いている。

(部会長)

しかし、パーソナルサポーターがついているのは 12 名だけ。それ以外の方々は十分に把握出来ていない状況が続いている。

(事務局)

昨年度は養育園に限定していたが、今年はパーソナルサポーターを入れ替えて養育園以外にも配置し、より多くの利用者に寄り添う形で対応している。

(池永委員)

短期入所などの試し入園で家族の不安を軽減するなど、今の制度上でできないことを取組に入れていく方向性はあるのか。県としての具体的な取組があるのか。

(古屋課長)

定員の規模縮小に向けて、施設整備について予算をつけている。また、センターの中での取組として、保護者の見学や移行に向けた調整会議を実施している。多くの方が納得されて、民間施設・グループホームへ移行できるよう、まずは情報提供に努めていく。

(部会長)

施設側も丁寧に検討していると理解している。

(事務局)

移行チームを設けて検討している。移行については利用者・御家族の意向が大事なので、見学や短期入所のプロセスを説明している。

(池永委員)

制度の枠は絶対崩さないということか。

(古屋課長)

やるとすると県全体でということになる。袖ヶ浦だけというのは難しい。

(池永委員)

体験が目的なのだろうから、一旦入所をやめた後、再び入所にもどれるのか。

(事務局)

基本的には戻れる。

(佐久間委員)

「まっぼっくり」の見学では、保護者の方にいろいろな可能性があることを伝えたいということだった。今まで袖ヶ浦福祉センターしか知らなかったという保護者が「こんなすばらしく、しっかりした理念を持ってやっている施設がある」と実感したと思う。

(酒井委員)

就労移行支援で実習すると、保護者は「その施設だけがいい」という気持ちになってしまう。袖ヶ浦も絶対大丈夫というところに向けて動いていると考えていいのか。

(部会長)

しかし、個人的には心配もしている。現状努力はしているが、情報を共有する事がむずかしいので、どこがキーパーソンなのかみえないところもある。

(3) その他

(白井委員)

市町村の虐待防止センターがどのように動いているかがなかなか見えてこない。地域啓発という観点からも虐待防止センターの役割は重要である。ただ、直営だったり、民間委託だったりと体制が違っており、相談件数が0という所もある。

(部会長)

県内の虐待防止センターの動向調査という事で良いか。市町村単位での情報は欲しい所である。検討事項としたい。

県内の精神病院でも暴行死があった。その情報も欲しい。

(古屋課長)

千葉市での事件であるが、政令指定都市なので千葉市の管轄になる。しかし県内で起こったことであり、改めて注意喚起の通知を送る。また、看護教育について、監査の際にはチェックをしていきたいと考えている。

(以上)